

職員の勤務時間に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月9日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第44号

職員の勤務時間に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年函館市規則第30号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する育児期両立支援制度等に係る意向確認等の期間）

第15条 条例第7条の2第2項の規則で定める期間は、対象職員（同項に規定する対象職員をいう。）の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。